

## 気象警報発令と生徒の登下校について (2026.6.9 修正)

登校前に、名古屋市あるいは自分の居住地域に特別警報・危険警報・暴風警報が発令されている時は、危険を避けるため、登校せず自宅待機すること。また、気象警報発令の有無にかかわらず、局地的な災害(豪雨・竜巻等)や交通事情等により登校が困難な場合も、自宅待機すること。

気象警報発令時の登下校および授業については、以下のように定める。

### 1. 特別警報、危険警報が発令された場合

#### 1) 名古屋市に特別警報、危険警報が発令された場合

- ① 臨時休業とする。その日のうちに、警報が解除されても臨時休業とする。
- ② 登校途中で発令された時は、保護者と連絡を取って原則として帰宅すること。ただし、危険が予想される場合は、学校に連絡をして、教職員の指示に従うこと。
- ③ 在校中に発令された時は、学校の措置によって、気象・交通機関等の状況に応じて途中下校させたり下校時刻を遅らせたりすることがある。また、まもなく発令が予想されるような場合にも、状況に応じて危険回避のために途中下校させることがある。
- ④ 翌日以降の解除後の授業については、「ウェブでお知らせ」やホームページで連絡する。

#### 2) 名古屋市以外の地域に特別警報、危険警報が発令された場合

平常どおり授業を行うが、この地域から通っている生徒の登下校については、1) に準じる。

※参考：特別警報、危険警報など

▶特別警報（レベル5）および危険警報（レベル4）は、「大雨」「氾濫」「土砂災害」「高潮」について、災害の危険度に応じて発令されます。これらは、通常の警報（レベル3）よりも危険な状況であることを示します。

・特別警報（レベル5）

予想される現象が極めて異常であり、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に発令されます。

・危険警報（レベル4）

重大な災害が発生するおそれが大きく、特に警戒が必要な危険な状況で発令されます。

## 2. 暴風警報が発令された場合

### 1) 名古屋市に暴風警報が発令された場合

- ① 6時までに解除された時は、平常どおり8時30分を始業時刻とする。
- ② 6時から10時までに解除された時は、解除後少なくとも2時間を経てから始業する。その場合、時間割が変則的になることがある。
- ③ 10時を過ぎても解除されない時は、臨時休業とする。
- ④ 登校途中で発令された時は、原則として帰宅すること。ただし、危険が予想される場合は、学校に連絡をして、教職員の指示に従うこと。
- ⑤ 在校中に発令された時は、学校の措置によって、気象状況に応じて途中下校させたり下校時刻を遅らせたりすることがある。また、まもなく発令が予想されるような場合にも、状況に応じて危険回避のために途中下校させることがある。

2) 名古屋市以外の地域に暴風警報が発令された場合

平常どおり授業を行うが、この地域から通っている生徒の登下校については、1) に準じる。

3. 暴風警報以外の通常の警報（大雨・氾濫・大雪警報等）が発令された場合

原則として平常どおり授業を行う。

愛知県の細分区域

府県 予報区	一時細分 区域	二次細分 区域	市町村
愛知県	西部	尾張 東部	名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
		尾張 西部	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
		知多 地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
		西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
		西三河北西部	豊田市西部、みよし市
	東部	西三河北東部	豊田市東部
		東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
		東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市